人事行政の運営状況を 公表します

南三陸町職員の人事行政の運営内容につきまして
透明性の確保を目的に次のとおり公表します。

1　職員の任免及び職員数に関する状況

①　任命権者別の職員数の状況（平成17年10月１日現在）

区　　分	職員定数	実職員数	役職別職員数 課長相当職	補佐相当職	係長相当
町長の事務部局職員	195	191	24	33	15
議会の職員	4	(注1)　4	1	1	1
選挙管理委員会の職員	1	1			
監査委員事務局の職員	2	(注1)　1			1
農業委員会の事務局の職員	3	3	1	1	
教育委員会の事務局の職員	58	53	6	6	1
水道事業所の職員	10	7	2	1	1
公立志津川病院の職員	130	108	(注2)　3		4
訪問看護ステーションの職員	10	6	(注2)　―	―	―
計	413	374	37	42	23

（注１）議会及び監査委員事務局の職員については、10月１日現在では総務課付け職員としております。
（注２）役職別職員数の欄中、公立志津川病院及び訪問看護ステーションの職員は事務部門のみの職員となっています。（診療部門については除いています。）
（注３）実職員数には、特別職、教育長、常勤嘱託員(1名)及び公益法人(社会福祉協議会）への派遣者（1名）は除いています。

②　定員管理適正化に関する取組み

県内の自治体や全国の類似団体との比較を行いながら、新町の職員数の適正化を図ることとし、職員の採用についても、全体の職員バランスを考慮しながら計画を策定するものとします。

2　職員の勤務時間その他勤務条件の状況

①　勤務時間(標準的なもの)

勤務時間	１週間あたり勤務時間	休息時間	休憩時間
午前８時30分～17時15分	40時間	10時～10時15分　12時～12時15分	12時15分～13時

②　休暇等の概要

休暇等の種類は、年次休暇、病気休暇、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休暇、育児休暇、出産介護休暇、忌引き、父母等の追悼休暇、夏季休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇　等

3　職員の分限・懲戒処分の状況

①　分限処分

公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分。

②　懲戒処分

公務員としてふさわしくない非行等があった場合に秩序を維持するために、職員の道義的責任を追求して行う処分

4　職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければなりません。職務の遂行にあたって職員が守るべき主な義務は次のとおりです。

・職務等の命令に従う義務　・信用失墜行為の禁止　・守秘義務　・職務専念義務
・争議行為等の禁止　・営利企業等の従事制限　等

5　職員の研修等の状況

公務員として町民福祉の向上の精神に徹した使命感や責任感の高揚を図り、職務遂行に必要な知識、能力及び技能等の修得を図ることを目的に市町村職員研修所や各種研修施設等との連携を図り効果的な研修を行うものとします。

6　職員の福祉及び利益の保護の状況

①　健康診断の実施状況

定期健康診断、人間ドック、脳検診、がん検診　等

②　公務災害補償の概要

公務上、通勤上の災害により、負傷等又は死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

7　公平委員会の業務の状況

①　勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局より適当な措置が取られるべきことを要求することができます。

②　不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

8　職員の給与の状況

南三陸町職員の給与は、国や県並びに他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら，町議会の議決を経た条例などに基づき支給されます。

①　職員給与費の状況(一般会計予算)（平成17年10月１日現在）

区　分	職員数（A）	給与費 給料	職員手当	期末勤勉手当	計（B）	一人当たり給与費(B/A)
平成17年度	236人	462,253千円	62,004千円	203,020千円	727,277千円	3,082千円

（注）１．職員手当には退職手当を含まない。　２．特別職に支給される給与･報酬は含まない。

②　職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成17年10月１日現在）

区　分	南三陸町職員の状況 平均給料月額	平均年齢	宮城県職員の状況 平均給料月額	平均年齢
一般行政職	329,300円	38歳３月	348,719円	41歳９月
技能労務職	295,667円	46歳６月	334,902円	48歳４月

③　特別職の報酬等の状況（平成17年12月１日現在）

区　分		給料月額	期末手当 6月	12月	計	備　考
給　料	町　長	797,000円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	その他職責に応じ加算有り
	助　役	609,000円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	その他職責に応じ加算有り
報　酬	議　長	289,000円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	その他職責に応じ加算有り
	副議長	239,200円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	その他職責に応じ加算有り
	議　員	221,300円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	その他職責に応じ加算有り

④　職員手当の状況

(1)　期末手当・勤勉手当（平成17年12月１日現在）

区　分	6月 期末手当	勤勉手当	12月 期末手当	勤勉手当	その他
南三陸町	1.4月分	0.7月分	1.6月分	0.75月分	職制上の段階､職務の級などによる加算措置有り
国・宮城県	1.4月分	0.7月分	1.6月分	0.75月分	職制上の段階､職務の級などによる加算措置有り

(2)　その他の手当

調整手当,時間外勤務手当、扶養手当、住居手当、管理職手当をそれぞれ支給要件該当者に国の基準に合わせ支給。

⑤　一般行政職の級別職員数の状況（平成17年10月1日現在）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
標準的な職務内容	定型的な業務を行う主事・技師の者	相当の知識・経験を必要とする業務を行う主事･技師の者	高度な知識・経験を必要とする業務を行う主事･技師の者	係長･主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者	相当の知識･経験を必要とする業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者	相当な経験を必要とする業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の者
職員数	4人	22人	24人	27人	64人	36人	22人	10人
構成比	1.9%	10.5%	11.5%	12.9%	30.6%	17.2%	10.5%	4.8%

⑥　職員の初任給の状況（平成17年12月1日現在）

区　分		南三陸町 決定初任給	採用2年経過日給料額	国 決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円	142,800円

8－1　旧志津川町・旧歌津町職員の給与の状況

①　人件費の状況(一般会計決算)

区　分	団体区分	住民基本台帳人口(平成17年3月31日現在)	歳出額　A	実質収支	人件費　B	人件費率(B/A)	(参考)平成15年度の人件費率
平成16年度	旧志津川町	13,564人	4,882,627千円	115,526千円	1,353,442千円	27.72%	27.68%
	旧歌津町	5,567人	2,824,193千円	44,570千円	687,856千円	24.36%	22.79%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

②　職員給与費の状況(一般会計予算)（平成17年４月１日現在）

区　分	団体区分	職員数　A	給与費 給料	職員手当	期末勤勉手当	計　B	一人当たり給与費(B/A)
平成17年度	旧志津川町	153人	612,022千円	57,067千円	243,296千円	912,385千円	5,963千円
	旧歌津町	72人	271,286千円	29,685千円	108,531千円	409,502千円	5,688千円

（注）１．職員手当には退職手当を含まない。　２．特別職に支給される給与･報酬は含まない。

③　職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成17年４月１日現在）

団体区分	職種区分	各団体の状況 平均給料月額	平均年齢	宮城県職員の状況 職種区分	平均給料月額	平均年齢
旧志津川町	一般行政職	339,389円	44歳１月	一般行政職	348,719円	41歳９月
	技能労務職	277,975月	48歳３月			
旧歌津町	一般行政職	312,032円	40歳10月	技能労務職	334,902円	48歳４月
	技能労務職	263,700円	39歳５月			

問い合わせ　総務課 人事係　☎46-2600 内線214